

障がい福祉関係給付制度のご案内



制度名	内容	基準等級	手当額(月額)
特別児童扶養手当	身体や精神、知的に中程度以上の障がいのある20歳未満のお子さんを家庭で監護している父親もしくは母親または養育者に対して手当を支給する制度です。	1級該当児童とは	
		<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳2級以上 療育手帳A判定 精神保健福祉手帳1級に相当する状態です。 	(対象児童一人につき) 53,700円
		2級該当児童とは	
		<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳3級 療育手帳B判定 精神保健福祉手帳2級以上に相当する状態です。 	(対象児童一人につき) 35,760円
障害児福祉手当	身体や精神、知的に重度の障がいがあり、日常生活で常に介護を必要とする20歳未満の障がいのあるお子さんに対して手当を支給する制度です。	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳2級以上 療育手帳A判定 精神保健福祉手帳1級に相当する状態です。 	15,220円
特別障害者手当	身体や精神、知的に著しく重度の障がい2つ以上あてはまる状態であり、日常生活で常に特別の介護を必要とする20歳以上の障がいのある方に対して手当を支給する制度です。	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳2級以上 療育手帳A1 精神保健福祉手帳1級 相当の障がい複数あてはまる状態、または上記の障がい1つあり、中程度相当の障がい複数あてはまる状態です。	27,980円

※これらの手当は、所得制限や受給資格要件がありますので、支給されない場合があります。
 ※給付の額は令和5年4月以降の額です。給付の額は、毎年改定されます。
 ※提出された診断書により認定をおこなうため、障害者手帳の基準等級と必ずしも一致するとは限りませんのでご注意ください。

(問い合わせ) 住民福祉課 TEL0967 (67) 2702

南阿蘇中学校 新制服展示会のご案内



この度、南阿蘇中学校制服検討委員会では、令和7年度入学生からの新制服着用に向けて、下記の日程で展示会を開催いたします。ご多用の折とは存じますが、ご来場くださいますようお願い申し上げます。

また、展示会では制服選定の参考にさせていただくため、アンケートを実施いたします。

アンケートの対象は、小・中学生の保護者(各ご家庭1枚)と、小4～中3までの児童・生徒とします。保護者分は、当日会場にご用意しておりますので、お申し付けください。対象の小・中学生には、事前に配布します。

※防寒対策などは各自準備をお願いします。

◆新制服展示会◆
【場所：南阿蘇中学校第1体育館】
 第1回目 1月17日(水) 午後4時～午後7時
 第2回目 1月20日(土) 午後1時～午後5時
 第3回目 1月21日(日) 午前9時～午後3時

(問い合わせ) 南阿蘇中学校 TEL0967 (67) 0030 教育委員会 学校教育係 TEL0967 (67) 1602